千葉県観光振興財源検討会議要綱

(目的)

第1条 県内観光の持続的発展と宿泊客の利便性向上を目指し、今後の観光振興施策や財源のあり方について検討するため、千葉県観光振興財源検討会議(以下「検討会議」という。) を設置する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行う。
 - (1) 新たな観光振興施策の具体的方向性に関する事項
 - (2) 新たな観光振興施策の実施にあたり必要となる財源のあり方に関する事項
 - (3) 前号に掲げるもののほか、検討会議の目的に必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

(座長)

- 第4条 検討会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、検討会議を総括する。

(会議)

- 第5条 検討会議は、商工労働部観光政策課長が招集する。
- 2 検討会議及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第6条 検討会議を欠席する委員は、座長を通じて、当該検討会議に附議される事項につき、 書面等により意見を提出することができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、商工労働部観光政策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和6年3月28日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年9月9日から施行する。

千葉県観光振興財源検討会議 委員名簿

五十音順 · 敬称略

No	氏名	所属
1	内山 達也	城西国際大学 観光学部 教授
2	小林 航	亜細亜大学経済学部 教授/千葉商科大学政策研究科 客員教授
3	豊 川海	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長
4	林 正昭	千葉県商工会連合会 参与
5	山下 真輝	株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員
6	吉野 毅	一般社団法人 千葉県商工会議所連合会 専務理事